

2020年 4月 13日 制定

学校法人 中央大学

中央大学情報セキュリティポリシー

1. 本ポリシーの目的

学校法人中央大学（以下「本学」といいます。）は、教育研究機関にとって情報が不可欠の資源であり、そのセキュリティ確保が極めて重要な責務であることに鑑み、本学が所有又は保有する情報資産について、個人情報や秘密の保護を含め適正に管理するとともに、学生、生徒、教職員、役員その他本学関係者がこれら情報資産を安全かつ適切に利用できるようにするため、中央大学情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」といいます。）を定めます。

本ポリシーは、本学における情報セキュリティの基本方針を定めるものであって、本学は、情報セキュリティに係る他の規定について、本ポリシーの下に体系的に整備するものとします。

2. 目的達成のための対策

本学は、前項の目的を達成するため、本ポリシーの下で、次の事項について優先的な対策を講じるものとします。

- (1) 本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止
- (2) 本学内外の情報セキュリティを侵害する行為の抑止
- (3) 情報資産の分類と管理の徹底
- (4) 情報セキュリティ侵害の早期検出と迅速な対応の実現

3. 定義

本ポリシー及び本ポリシーの下に制定される規定において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれに定めるものとします。

(1) 情報システム

情報の作成、利用及び管理のための仕組み（ハードウェア及びソフトウェアからなる情報機器並びにネットワーク）をいいます。

(2) 情報資産

情報システム、情報システムに記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいいます。書面に記載された情報における「書面」とは、情報システムに入力された情報を記載した書面、情報システムから出力された情報を記載した書面並びに情報システムに関する設計書及び運用手順書を含みます。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持向上を図ることをいいます。

4. 適用

本ポリシーは、本学が設置する学校の生徒、学生、教職員、役員及び本学関係者に適用します。このとき、本学関係者とは、受験生、生徒又は学生のご父母又は保護者、卒業生、その他本学との契約に基づき教育研究又は管理運営に従事する方など、本学の情報資産の利用を認められた人をいいます。

本ポリシーの適用を受ける人は、上記2に掲げる対策に従うほか、本ポリシーの下に定められる規定を遵守しなければなりません。

5. 管理体制の整備

本学は、情報セキュリティを統括する責任者として、最高情報セキュリティ責任者を置き、常任理事1名を充てます。また、情報セキュリティを所管する部署を置き、情報セキュリティに関する方針を策定します。情報セキュリティに係る危機事象が起きた場合には、中央大学危機管理規程に従った措置を講じるほか、速やかに、必要な対応を行います。

6. 対策基準及び実施手順

本学は、本ポリシーを具体化するために、情報セキュリティ対策基準や実施手順の規定を整備し、かつ、情報処理技術の進展を踏まえて、これらを定期的に見直します。

附則

本ポリシーは、2020年4月1日から施行します。